



昨年度に引き続き「現場技術力向上研修（大分県建設業協会国東支部会員（現場代理人など）を対象）」に講師として参加しました。

今年度は、ICT施工の促進や工事現場の事故防止などを中心に講義を行いました。また、土木事務所の若手職員にも参加してもらい、平成27年度に策定された「設計変更ガイドライン」について説明を行い、再徹底を図りました。講義終了後、土木事務所からのお知らせとして、「行政手続きにおける電子申請」についての紹介を行いました。



開催日 令和4年5月18日（水）

場所 国東市国東町（国東建設会館）

参加機関 大分県建設業協会国東支部
大分県土木施工管理技士会

参加人数 25名

【研修風景】



【研修会 次第】

令和4年度現場技術力向上研修会
令和4年5月18日 13:30~16:00
場所:「国東建設会館」2階会議室

- 挨拶（吉用 国東土木事務所長）
- 現場技術力向上研修（田北 企画・道路班主幹）
 - ICT施工の促進について
 - 工事書類の簡素化について～質疑応答～
 - 設計変更ガイドラインの徹底について
 - 工事現場の事故防止
 - 意見交換
- 土木事務所からのお知らせ
- 閉会（川野 建設・保全課長）

ICT施工の促進について

⑤ ICT建設機械導入補助

令和4年度より、ICT建設機械による施工に必要な機器を導入する経費の一部を助成する制度を導入

補助対象経費	補助率・補助限度額
ICT建設機械による施工に必要な機器で、以下に示すものの購入にかかる経費 ・ICT建設機械 ・既存の建設機械をICT建設機械化するための後付け機器	補助率：2分の1以内 補助限度額：100万円

○申請期間：令和4年6月1日（水）～令和4年6月30日（木）

○申請方法：電子申請 → 大分県建設政策課ホームページから申請
紙申請 → 大分県建設政策課もしくは国東土木事務所企画・道路班へ提出

土木工事設計変更ガイドラインについて

(4) 【発注者・受注者】設計図書の見直し・変更

設計変更に必要な書類は契約約款第18条第4項に基づき発注者が行います。

ガイドラインでは受注者に行ってもらう手順も記載しています。

- ①設計変更に必要な書類について発注者が指示
- ②設計変更に必要な書類を添付し設計変更について協議

